ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ ส.1/2569
เรื่อง แก้ไขเพิ่มเติมบัญชีประเภทกิจการที่ให้การส่งเสริมการลงทุน
ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 9/2565

非公式訳
投資委員会布告
第 Sor. 1/2569 号
件名：投資委員会布告第 9/2565 号に基づく投資奨励対象事業の業種の改定増補

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号「国家発展に資する重要産業への投資奨励措置」に関連し、

タイ国内の鉄鋼製造業者における低い設備稼動率（Low Capacity Utilization）の問題、海外から輸入される低価格鉄鋼製品、ならびにタイ事業者よりも低い製造コストを有する外国製造業者による、貿易障壁を回避するための鉄鋼製造工場の設立の問題を解決し、かつ、重点産業向けの高品質な川上・川中・川下の鉄鋼製造に係る投資奨励の条件をより適切なものとするため、投資委員会は、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法およびその改正法第 16 条の権限に基づき、以下のとおり発布する。

第 1 項　投資奨励対象事業の業種を改定するため、仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号別表およびその改定増補に係る仏暦 2568 年 6 月 5 日付投資委員会布告第 Sor. 5/2568 号ならびに仏暦 2568 年 11 月 14 日付投資委員会布告第 Sor.9/2568 号における、業種 5.4.1、5.4.2.1、5.4.2.2、5.4.3.2、5.4.3.5、5.4.3.6、5.4.7.1、5.4.7.2 および業種 5.4.11.2 に係る規定を廃止し、これに代えて以下の規定を適用する。

業種	条件	恩典
5.4.1　川上の鉄鋼製品の製造：海綿鉄、直接還元鉄および熱間成形還元鉄から製造される溶鉄（Pure Molten Iron）、海綿鉄（Sponge Iron、直接還元鉄（Direct Reduction Iron：DRI）および熱間成形還元鉄（Hot Briquetted Iron：HBI）		A2

業種	条件	恩典
5.4.2.1　川中の鉄鋼製品の製造：同一プロジェクト内で川上鉄鋼製品から連続して製造されるスラブ(Slab)、インゴット(Ingot)、ビレット(Billet)およびブルーム(Bloom)	電気炉または環境に配慮した技術を用いる炉を使用しなければならない。	A2
5.4.2.2　その他の川中の鉄鋼製品の製造：スラブ(Slab)、インゴット(Ingot)、ビレット(Billet)およびブルーム(Bloom)	新規投資プロジェクトについては投資奨励を行わないものとする。ただし、既存事業で現在も操業しているプロジェクトについては、産業高度化措置（Smart and Sustainable Industry）および地域社会・コミュニティの発展のための投資奨励措置に基づく恩典を申請することができる。	A4
5.4.3.2　同一プロジェクトに川上および川中鉄鋼製造の製造工程を有する川下の鉄鋼製品の製造	1.電気炉または環境に配慮した技術を用いる炉を使用しなければならない。 2.金属加工成形工程を有すること。	A2
5.4.3.5　工業用板製品の製造：熱間/冷間圧延ステンレス鋼板、厚鋼板、熱間/冷間圧延鋼板、およびメッキ鋼板を含む	新規投資プロジェクトについては投資奨励を行わないものとする。ただし、既存事業で現在も操業しているプロジェクトについては、産業高度化措置（Smart and Sustainable Industry）および地域社会・コミュニティの発展のための投資奨励措置に基づく恩典を申請することができる。	B
5.4.3.6　建設用板製品の製造：熱間/冷間圧延ステンレス鋼板、厚鋼板、熱間/冷間圧延鋼板、およびメッキ鋼板を含む	新規投資プロジェクトについては投資奨励を行わないものとする。ただし、既存事業で現在も操業しているプロジェクトについては、産業高度化措置（Smart and Sustainable Industry）および地域社会・コミュニティの発展のための投資奨励措置に基づく恩典を申請することができる。	B
5.4.7.1　ダクタイル鋳鉄部品の製造	電気炉または環境に配慮した技術を用いる炉を使用しなければならない。	A2

業種	条件	恩典
5.4.7.2　その他の鋳鉄部品の製造	電気炉または環境に配慮した技術を用いる炉を使用しなければならない。	A3
5.4.11.2　鉄鋼製品または鉄鋼部品の製造	1.同一プロジェクト内において、電気炉または環境に配慮した技術を用いる炉を使用して製造された鋳鉄部品または鍛造鉄部品の製造から連続する成形工程を有していなければならない。 2.関税分類コードが少なくとも4桁レベルで変更されるなど、主要な原材料を十分に製品へと転換する実質的な製造工程を有していなければならない。 3.投資奨励を受けた事業のために土地の所有権を取得することは、原則として認められない。ただし、既存の被奨励者であって、同一法人において過去 15 年間（仏暦 2554 年―2568 年）に投資奨励を受けたプロジェクトが3件以上あり、かつ当該プロジェクトの承認段階における投資額の合計が 50 億バーツ以上である場合は、この限りではない（なお、土地代および運転資金は除く）。	A3

第2項　本布告の施行前に投資奨励申請を提出し、審査中であるプロジェクトについては、タイ国内の鉄鋼製造業者全体における設備稼動率（Capacity Utilization）が ５０％以上でなければならないとの基準を、審査において併せて適用するものとする。

発布日　仏暦 2569 年（2026 年）1 月 15 日

エクニティ・ニティタンプラパス
（エクニティ・ニティタンプラパス）
副首相
投資委員会委員長